

1 - 1 - 22 検 査

- 1 . 受注者は、各契約書第36条第 1 項の規定に基づき、業務委託完成届（第 5 編 様式 - 15）を発注者に提出する際には、契約図書により義務づけられた資料（以下「検査書類等」という。）の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。
- 2 . 受注者は、契約書（経常型）第39条第 2 項の規定又は各契約書特約条項に基づき、部分払の請求を行う場合は、業務委託部分払検査願（第 5 編 様式 - 15の 3）及び委託業務の出来高に関する資料を作成し監督職員に提出すると共に、当該部分払に係る検査書類等を整備していなければならない。また、契約変更を必要とする委託業務の出来形に係る部分払は、その変更契約を発注者と締結していなければならない。なお、部分払にかかる検査に合格した範囲についても、業務完了時の検査の対象とする。
- 3 . 受注者は、前項の部分払にかかる出来高について、発注者が定めた基準による査定に従うものとする。
- 4 . 受注者は、契約書（成果物型）第40条、契約書（土木設計等）及び契約書（測量等）第43条に規定する部分引渡しに伴う検査を受けるときは、業務委託一部完成（指定部分完成）届（第 5 編 様式 - 15の 2）の他、検査書類等の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。
- 5 . 監督職員は、委託業務の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。
- 6 . 検査職員は、監督職員及び業務責任者・管理技術者・主任技術者が立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - （ 1 ）設計業務履行内容・成果物の検査
 - （ 2 ）委託業務管理状況の検査委託業務の状況・履行内容について、書類、記録及び写真等により検査を行う。ただし、受注者は、電子納品である場合において、電子データをプリントアウトした書類等一式を無償で提供しなければならない。
- 7 . 受注者は、検査において指示事項を受けた場合は、検査指示事項処置確認書を監督職員に提出し、当該処置完了の確認を受けなければならない。
- 8 . 「委託業務の完了」とは、次の各号に掲げる要件をすべて満たすことをいう。
 - （ 1 ）設計図書（追加、変更指示を含む。）に示されるすべての業務が完了している
 - （ 2 ）~~各契約書第 23 条に基づく、監督職員の請求した修補が完了している~~
 - （ 3 ）設計図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了している
 - （ 4 ）契約変更を行う必要がある委託業務は、最終変更契約を発注者と締結している